

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは曜日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 豚の移入禁止区域の解除
- ◇告示 牛の肝てつ検査の実施
- ◇告示 ひな白痢検査の実施
- ◇告示 建設業者の登録
- ◇告示 建設業者の登録まつ消
土地配分計画の作成
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 昭和三十六年度鳥取県改良普及員資格試験の
合格者発表表

告示

鳥取県告示第九号

昭和三十六年十月鳥取県告示第六百五十一号による豚
その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある
物品の移入禁止区域（滋賀県）の指定は、昭和三十七年
一月八日限り解除する。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十号

昭和三十六年十月鳥取県告示第六百三号による豚、そ
の死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物
品の移入禁止区域（奈良県）の指定は、昭和三十七年一
月八日限り解除する。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内及び分娩前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 肝てつ検査……皮内注射反応、虫卵検査法 肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン、ピチノール製

剤投与

別表	実施期日	実施区域	実施場所
	一月十六日	日野郡江府町江尾地区	吉原、西成、袋原、大万、江尾、小江尾家畜検診場
	〃 十七日	〃 神奈川地区	洲ヶ崎、武庫、荒田、下安田
	〃 十八日	〃	尾ノ上原、池ノ内
	〃 十九日	〃	深山口、日ノ渚
	〃 二十一日	〃 江尾地区	大河原
	〃 二十二日	〃	久連、佐川
	〃 二十三日	〃	柿原
	〃 二十四日	〃	福福
	〃 二十五日	〃 溝口町二部地区	畑池、郷原
	〃 二十六日	〃	二部、問地
	〃 二十七日	〃	三部、福島
	〃 三十日	〃	福吉、藤屋
	〃 三十一日	〃	

鳥取県告示第十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病並びにブルセラ病及び肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病並びにブルセラ病検査……牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

別表

実施期日	実施区域	実施場所
一月十六日	八頭郡河原町河原区	河原検診場
〃	〃	〃
〃 十七日	〃 八上区	曳田
〃 二十日	〃 散岐区	佐貫
〃 二十二日	〃 用瀬町大区	鷹狩
〃 二十五日	〃	〃
〃 二十六日	〃 河原町国英区	山手
〃 二十三日	〃	〃

肝てつ検査及び駆除……牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後二月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法 結核病検査……ツベルクリン皮内反応 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査法 肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 一 結核病、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
二十三日	船岡町集区	見槻中
二十七日	八東町安部区	新興寺
二十三日	八東町中區	國中
二十九日	郡家町郡家區	郡家検診場
三十日	八東町丹比区	北山
十九日	用瀬町社区	安蔵
十九日	智頭町	智頭家畜市場
二十九日	西伯郡名和町庄内地内	庄内家畜検診所
二十七日		
二十九日	淀江町宇田川地区	宇田川
三十一日		

鳥取県告示第十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため
二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

別表

実施期日	実施区域	実施場所
一月十六日	八頭郡河原町国英区	三木種鶏場
		岸本
		奥谷
		片山
		北山
		桜谷
		川口
		沢田
		白間
		沢田
		平尾
		今島

鳥取県告示第十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため
二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

別表

実施期日	実施区域	実施場所
一月十六日	西伯郡大山町所子地区	若木隆政種鶏場
		岸本
		奥谷
		片山
		北山
		桜谷
		川口
		沢田
		白間
		沢田
		平尾
		今島

別表

実施期日	実施区域	実施場所
一月十六日	八頭郡河原町国英区	三木種鶏場
		岸本
		奥谷
		片山
		北山
		桜谷
		川口
		沢田
		白間
		沢田
		平尾
		今島

昭和三十七年一月十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

鳥取県知事登録 (と) 第七八六号 昭三六、一二、二二 石場建設 八頭郡家町久能寺 石場 輝彦 土木一式工事

第七八七号 山 松 組 倉吉市福吉町二丁目 山松 新藏

鳥取県告示第十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十七年一月十二日

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日

鳥取県知事登録 (へ) 第五二七号 昭三五、一〇、三〇 沢・田 組 東伯郡大栄町亀谷 沢田 常寿 昭三六、一一、二一

鳥取県告示第十八号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

二十四日 河原町河原区 田中

二十五日 船岡町大伊区 田中

河原町山形区 古林

河原町西郷区 田中

智頭町智頭区 谷村

郡家町池田 奥田

河原町国英区 梶川

二十七日 西郷区 田中

橋本

谷繁

二十九日 智頭町智頭区 前川

有田

鳥取県告示第十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十七年一月十二日 鳥取県知事 石 破、二 朗

登録番号 登録年月日 名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

鳥取県知事登録 (と) 第七八八号 昭三六、一二、二二 沢田建設(有) 東伯郡大栄町亀谷 沢田 輝彦 土木一式工事

鳥取県告示第十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事

石

破

二

朗

区分	地区名	所在地			入	植
		郡市	町村	大字		

摘要

土地	大山(神田)	西伯	名和	加茂	三口	四九、〇〇〇	新規入植三口(二戸)入植番号三〇番 (新規処分) 売渡予定期日 昭和三十七年七月一日
計					三口	四九、〇〇〇	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一日時 昭和三十七年一月十二日 午後一時

二 場所 鳥取市 鳥取県教育委員会会議室

三 議題 1 文化財の指定に関する諮問について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号) 第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 関係者の本籍、住所及び氏名

1 本籍 熊本県菊池郡泗水村大字福本一、六七八

元住所 鳥取市藪片原町五

江上 千枝子

2 本籍 八頭郡用ヶ瀬町字屋住二一の一

元住所 鳥取市東品治町二区六の一〇

池内 マス子

3 本籍 八頭郡安部村大字小別府四八九

元住所 鳥取市藪片原町二二

中島 すみ子

4 本籍 岩美郡津ノ井村字紙子谷四九

元住所 鳥取市藪片原町二六

今井 鈴子

二 聴聞の期日

昭和三十七年一月二十四日 午前十時から

三 聴聞の場所

鳥取市西町 鳥取県警察本部

鳥取県公安委員会告示第二号

古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二百五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 関係者の本籍、住所及び氏名

1 本籍 鳥取市賀露町一、二四四

元住所 鳥取市大森町三区二三号

一村 隆

2 本籍 気高郡小鷺河村河内二、六六八

元住所 鳥取市吉方三二〇の八

竹安 義晴

二 聴聞の期日

昭和三十七年一月二十四日 午前十時から

三 聴聞の場所

鳥取市西町 鳥取県警察本部

公 告

昭和三十六年度鳥取県改良普及員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和三十七年一月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 農業改良普及員資格試験合格者

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
一	勢木絃治郎	一二	三木 孝文
二	青木 充宏	一三	村上 義晴
三	秋田 喜和	一四	山岡 忠司
四	池本 嗣男	一五	岸本 堅治
五	滝本 輝幸	一六	宮本 勲
六	寺尾 一男	一七	玉川 栄伸
八	中尾 徳男	一八	橋崎 史郎
九	中村 正秀	一九	川戸 義行
一〇	野口 省三	二〇	松下 清寿
一一	松島 泰朗	二一	開本 益夫

二 生活改良普及員資格試験合格者

二二	株本 暉久	二七	三井 英世
二三	平田 克明	二八	児島 明尋
二四	伊藤 博則	二九	大友 讓二
二五	宮本 義行	三〇	中川 善紀
二六	一瀬 晔彦		
受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
一	藤田 俊江	一二	徳岡 千里
三	小谷八重子	一三	和田 澄恵
五	田口 晴恵	一七	田中 幸恵
七	山本加寿子	一八	井上 二葉
八	渡辺 祥子	一九	岩崎 満子
一一	野口 素子		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一月分権一円〇〇円(配達料共)

鳥取県